

第8回広島県・今治市国家戦略特別区域会議
広島県提出資料

特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

広島県のこれまでの取組 ～高度人材の集積・育成～

新たな産業の育成や基幹産業の競争力を強化するため、高度な技術・技能や経営感覚を持ったプロフェッショナル人材など、イノベーションを生み出す多彩な人材の育成・集積を推進

広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（H27～）

- ・ 全国に先駆けて設置し、県内企業と大都市圏等の即戦力人材とのマッチングを支援
- ・ プロフェッショナル人材の正規雇用人数：488人（H27～H30）

イノベーション人材等育成事業（H23～）



- ・ イノベーション人材等育成事業補助金（企業に対する補助金）や広島県未来チャレンジ資金（個人に対する貸付金）等により、高度で多彩な人材の育成を促進

特区の活用による 更なる推進

高度人材外国人受入促進事業

【特例内容】

- ・ 広島県内投資促進助成金※1を利用した企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置※2を講ずる制度の特別加算の対象とし、10点を加算

※1（対象）先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発助成
企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成

※2 永住許可要件の緩和、配偶者の就労など

【本県における展開】


- ・ 本助成金を利用する企業の一つであるマイクロンは、広島工場を最先端DRAMの技術開発拠点と位置づけ、この工場で確立した技術を世界の工場へ展開
- ・ 研究開発機能の拡張に伴い、外国籍のエンジニアは今後3年間で約150名増員される予定

【特区活用による効果】

- 優秀・多様な人材の受入が促進され、**最先端の技術開発が行われる県内企業へ高度外国人材が集積**
- 県内産業の国際競争力が強化され、魅力ある雇用・労働環境が創出

産学官連携の推進

広島県のこれまでの取組 ～産学官連携～

 ひろしま自動車産学官連携推進会議
(ひろ自連)

[常任団体]



公益財団法人
ひろしま産業振興機構



経済産業省
中国経済産業局



mazda



広島県



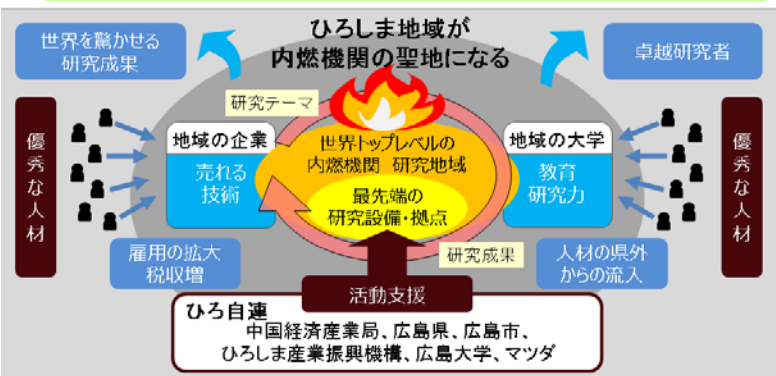
広島大学



広島市
The City of Hiroshima

※ その他協力・活動参加団体：大学/地域自動車関連企業 等

自動車の独創的技術と文化の聖地と
なることを目指し，平成27年に設立



- ・地場大学との内燃機関に関する世界最先端の研究
- ・モデルベース開発（MBD）による独創的技術の創出 など

提案の実現による 更なる推進

国立大学法人への地方公務員派遣 の規制緩和

- ・ 産学官連携の一層の強化や推進のため，地方公共団体から国立大学法人への職員の派遣を認める。
(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の拡大)

【本県における展開】

現 状	・ 広島県，広島大学，マツダ(株)など産学官連携により，ものづくりプロセス全体のデジタル化を推進しているが， <u>広島県から広島大学へ研修生という形で派遣</u>
課 題 (研修派遣)	・ 研修派遣の場合， <u>広島大学の職員としての身分を有さないため，業務の遂行において，責任と権限が限定</u> (例) 広島大学の職員として契約・発言・発信ができない。
今後の対応 (派遣)	・ <u>広島県職員と広島大学職員の両方の身分を併有</u> 【効果】 ➢ 大学での意思決定や運営への関与が可能となる。 ➢ 産学官連携による人材の流動化が推進されるとともに，大学での先端的な研究及び高度専門人材の育成と地域の中核的な産業を結びつけることで， <u>地域産業の振興と人材の育成・集積の好循環が生み出され，イノベーション創出につながる。</u>

ドローン活用による新たな事業創出の促進

若手高度人材（県立高校）によるチャレンジ支援

農業の生産性を向上させるため、県立学校が取り組むドローンを活用した有害鳥獣対策について、森林・農地など第三者が立ち入る可能性の低い場所に限り、夜間における補助者の配置を不要とする。
（無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の緩和）



広島県立油木高等学校

ドローンの研究開発支援

ドローンメーカーの国際競争力を強化するため、プロトタイプの飛行試験について、県有林などあらかじめ指定したエリア内に限り、国土交通大臣の承認（申請から承認まで約1か月）を不要とする。
（航空法の緩和）



(株) AileLinX

ドローン活用による災害対応の迅速化

発災後、直ちにドローンによる災害現場の状況把握を行うため、自治体等の依頼を受けて写真撮影を行う場合など一定の条件に限り、民有地上空における土地所有者の承諾を不要とする。
（民法207条（土地所有権の範囲）の緩和）



(株) 荒谷建設コンサルタント

地域の特色を生かした魅力ある観光地づくり

日本酒（清酒）の最低製造数量基準の緩和

日帰り観光客の周遊・滞在・宿泊を促進するため、清酒の最低製造数量（60kl/年）について、農家民宿等内での提供に限定するなど一定の条件の下で基準を緩和し、地域限定の清酒提供を可能とする。
（酒税法第7条（酒類の製造免許）の緩和）



【酒蔵（北広島町）の復活】
地域限定の清酒提供
⇒ 観光資源の魅力向上！

災害復旧事業等の迅速化

外国人材の受入れ業種拡大（交通誘導警備業務）

人手不足等により災害復旧工事等に係る入札不落が続く中、被災した公共土木施設の復旧・復興を加速させるため、特定技能制度に、警備業のうち「交通誘導警備業務」を追加する。
（在留資格「特定技能」の受入れ業種拡大）



交通誘導警備業務

用地買収手続の簡素化

災害関連事業に係る用地取得の早期完了に向けて、権利者全員との売買契約が困難な場合、5分の4以上の用地取得を終えた段階で、残りの権利者は、法務局への供託により補償が行われたこととする。
（民法第251条（共有物の変更）の緩和）

【現状】 災害→用地取得困難→収用手続→事業認定・裁決→工事・復旧完了 ～約3年
【提案】 災害→用地取得4/5以上→残りの権利者の補償金は供託→工事・復旧完了～3か月



H30.7豪雨災害 広島県熊野町